

# 下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第41回）議事要旨

(広島地域委員会庶務)

## 1 日時

平成27年9月28日（月）10：00～11：08

## 2 場所

広島高等裁判所特別会議室

## 3 出席者

(委員) 石田一宏, 今中亘, 武井康年, 田邊誠（委員長）, 中本敏嗣  
(敬称略。五十音順)

(庶務) 茂原広島高裁総務課長, 坂東広島高裁総務課課長補佐

(説明者) 守下広島高裁事務局長

## 4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成28年上半年期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

(3) 今後の予定等

## 5 議事

(1) 経過の報告等

ア 庶務から、前回の第40回広島地域委員会以降の経過として、平成27年下半年期（平成27年10月から平成28年1月まで）の再任（判事任命）候補者について、当地域委員会に寄せられた情報はなかった旨を6月3日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）に報告したこと、7月3日（金）の第69回及び9月3日（木）の第70回の各中央委員会の審議結果等について報告がされた。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

## (2) 審議

平成28年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

### ア 情報提供の依頼方法等

当地域委員会に関する指名候補者の所属庁ごとの名簿（期、在籍期間、所属部を付記する。）を作成し、10月23日（金）を受付期限と定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

なお、依頼文書の内容については、留意事項として、検察庁宛てのものに「裁判官の職権の独立に対する影響」との文言を付加し、弁護士会宛てのものと平仄を合わせた。

おって、情報提供（情報受付の周知）の依頼に際して、各検察庁の検察官の数及び各弁護士会の会員数に相当する、広島地域委員会宛ての料金受取人払封筒を添付することとされた。

### イ 提供された情報の閲覧等

情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が当地域委員会庶務において寄せられた情報を隨時閲覧できる態勢を執り、寄せられた情報について、早急に検討を要する事項がある場合は、委員長が他の委員の意見を聴きながら、追加調査の要否及び方法を検討し、必要に応じて、委員長の判断で地域委員会を招集することとされた。

### ウ その他

弁護士会への情報提供の周知依頼文書の内容について、委員から、「情報収集における留意事項として『弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でない』という中央委員会の考え方方が記載されているが、弁護士から寄せられる情報が少ないという現状を踏まえれば、この委員会に対す

る関心が薄れて、この制度が形骸化することにならないかという危惧がある。そのような観点からみれば、弁護士会を経由して意見を提出してもらうことができれば、意見提出の状況を把握することが可能となり、また必要に応じて、意見の提出を促すこともでき、情報の収集という面でメリットがあるのではないか。」との意見が述べられたが、以下のような意見が交わされた結果、今回の情報収集については、従前どおりの文言で情報受付の周知依頼をすることとされた。

- ・ 弁護士会を経由することにより、意見の提出状況を把握すること自体が問題ではないか。弁護士会を経由することで、個々の弁護士の自由意思による自発的な意見提出という、制度本来の趣旨が歪められるおそれがあり、適正な情報収集という点で問題があるのではないか。
- ・ これまで当地域委員会において、寄せられる情報がないという状態が続いているわけではない。情報提出の状況をもうしばらく見守る必要があるのではないか。意見が出てこないのは、適格性に問題があるような事例がないと解することもできるのではないか。
- ・ 情報収集の在り方については、これまで中央委員会で何度も議論され、現在の情報収集方法とする運用が確立されたところであり、その方針が中央委員会から地域委員会に対して示されているにもかかわらず、当地域委員会の判断でその方針と違う方法をとることは相当ではないのではないか。

### (3) 今後の予定等

既に指定されているとおり、次回期日は11月6日（金）午後1時10分とされた。

（以上）